

○防衛省告示第二百号

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

令和二年九月十七日

防衛大臣 岸 信夫

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
東京都新島南方海面誘導飛しよう体試射水域 (東京都新島村地先)	次の各点を順次に結ぶ線により囲まれる区域内の海面 (1) 北緯三四度二〇分四〇秒 東経一三九度二〇分五〇秒 (2) 北緯三四度〇七分三五秒 東経一三九度二二分三〇秒 (3) 北緯三四度〇七分三〇秒	令和二年十月八日 から同月二十八日ま での間、毎日午前六 時三十分から午後五 時まで	全ての漁船の 操業の禁止

東經一三九度二一分四四秒

(4) 北緯三四度〇六分四八秒

東經一三九度一三分二九秒

(5) 北緯三四度一四分一二秒

東經一三九度一四分四九秒

(6) 北緯三四度二〇分一八秒

東經一三九度一五分一三秒

(7) 北緯三四度二〇分二四秒

東經一三九度一六分五四秒